



2025年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社ノバレーゼ
代表者名 代表取締役社長 荻野 洋基
(コード：9160、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員経営戦略本部長 増山 晃年
(TEL. 03-5524-3344)

取締役の役員報酬制度の改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬制度を改定すること（以下、「本報酬制度改定」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。本報酬制度改定に伴って、2025年3月27日開催予定の第9期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、譲渡制限付株式報酬制度の導入および、対象取締役に付与する当社株式数の上限等を制定する議案を付議します。当該議案が本株主総会で可決ご承認いただけることを条件として、2025年3月の定時株主総会終了時点における取締役に對して支給する役員報酬から適用を開始します。なお、本報酬制度改定は、外部専門機関における助言をもとに独立社外取締役および独立社外監査役と議論の上で取締役会に上程し、決議したものです。

記

1. 本報酬制度改定の目的

本報酬制度改定については、経営人材に対し持続的な成長を動機づけるため確実な業務執行を促進し、経営目標の達成および競争力の強化を図ることおよび、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的とした役員報酬制度とするものです。

2. 本報酬制度改定の概要

本報酬制度改定の内容は、取締役の報酬の構成比率および報酬の水準の改定、業績評価指標の導入、譲渡制限付株式報酬制度の導入となります。

(1) 取締役の報酬構成比率および報酬の水準の改定

現在の当社の取締役の報酬は、ストック・オプションおよび基本報酬となりますが、今回の改定では、報酬構成を下記の通り変更した上で、総報酬の水準および業績連動報酬の構成比率について、外部専門機関による報酬市場調査データを参照して設定を行います。

- ① 基 本 報 酬：職責に応じて設定した月次の報酬。
- ② 中期業績連動型金銭報酬：業績評価期間（将来の3事業年度）の終了後にK P Iの当初目標に対する達成度を評価し、その達成度に連動した報酬。
- ③ 事前交付型株式報酬：長期的な株価と連動した譲渡制限付株式報酬による報酬。

業績目標（標準）を達成したケース

報酬構成	固定報酬	変動報酬
	① 基本報酬	② 中期業績連動型金銭報酬 ③ 事前交付型株式報酬
改定前	100%	—
改定後	90%	10%

目標達成度に応じて、中期業績連動型金銭報酬は0～1.5倍変動する設計としております。

なお、ストック・オプションは上記報酬構成比率には含めておりません。

(2) 業績評価指標の導入

企業価値の最大化に向けて、中期業績連動型金銭報酬の評価となる指標に「婚礼受注数」および「ゲスト数」を新たに導入いたします。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度の導入

① 本制度の導入目的

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める長期インセンティブを与えることを目的として導入するものです。

② 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）の割当てのために金銭債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2017年6月29日付臨時株主総会決議において、当社の取締役の報酬等の額は年200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記取締役の報酬等の額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を、年額20,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

③ 本譲渡制限付株式報酬制度の概要

i. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社の各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、上記金銭債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記iii. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

ii. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数67,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。

iii. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(イ) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(ウ) 譲渡制限の解除

上記（ア）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（イ）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

上記（ア）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上